

令和4年 教育委員会第6回定例会 会議録

日 時 令和4年3月22日（火） 午後3時00分～午後3時46分
場 所 教育委員会室（オンライン）

議事日程

第1議案

【文化振興課】

- (1) 議案第7号「千代田区指定文化財の指定（江戸城本丸御殿・西丸御殿建築図面）」
- (2) 議案第8号「千代田区指定文化財の指定（龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション）」

第2協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第3報告

【文化振興課】

- (1) 千代田区指定文化財の指定に係る諮問候補【秘密会】

【子ども総務課】

- (1) 調査報告について【秘密会】

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、白鳥教室の利用状況（2月分）

第4その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（4月5日号）
- (3) 令和4年度教育広報かけはし掲載案

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
学務課長	小原 佳彦
指導課長	山本 真
統括指導主事	田中 博
文化財担当課長	永見 由美

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

子ども施設課長	赤海 研亮
---------	-------

書記（2名）

子ども総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

堀米教育長 | 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますのでご了承ください。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知ください。

ただいまから令和4年教育委員会第6回定例会を開会いたします。本日教育委員は全員出席です。今回の署名委員は長崎委員にお願いいたします。

◎日程第1 議案

【文化振興課】

- (1) 議案第7号「千代田区指定文化財の指定（江戸城本丸御殿・西丸御殿建築図面）」
- (2) 議案第8号「千代田区指定文化財の指定（龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション）」

◎日程第2 協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則

(2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎日程第3 報告

【文化振興課】

(1) 千代田区指定文化財の指定に係る諮問候補【秘密会】

【子ども総務課】

(1) 調査報告について【秘密会】

【指導課】

(1) いじめ、不登校、白鳥教室の利用状況(2月分)

堀米教育長	議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を子ども総務課長お願いいたします。
子ども総務課長	子ども総務課長です。本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、そして私の子ども総務課長です。オンライン出席している幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、返事の方をお願いいたします。それでは読み上げます。文化財担当課長。
文化財担当課長	はい、文化財担当課長です。よろしく申し上げます。
子ども総務課長	子ども支援課長。
子ども支援課長	はい、新井です。よろしく申し上げます。
子ども総務課長	子育て推進課長。
子育て推進課長	はい、中根です。
子ども総務課長	児童・家庭支援センター所長。
児童・家庭支援センター所長	はい、安田です。
子ども総務課長	学務課長。
学務課長	はい、学務課長小原です。よろしく申し上げます。
子ども総務課長	指導課長。
指導課長	はい、指導課長山本です。よろしく申し上げます。
子ども総務課長	九段中等教育学校経営企画室長。
九段中等教育学校経営企画室長	はい、大塚です。よろしく申し上げます。
子ども総務課長	本日子ども施設課長は所用のため欠席となっております。以上のとおりの出席状況でございます。よろしく申し上げます。
堀米教育長	本日の議事日程をご覧ください。 日程第3報告事項のうち、千代田区指定文化財の指定に係る諮問候補及び調査報告でございますが、いずれも意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思います。 この報告事項を秘密会で取り扱うことについて、決を諮ります。

まず、千代田区指定文化財の指定に係る諮問候補について、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成ですので、本件につきましては会議の最後に取り扱わせていただきます。

次に、調査報告について秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

堀米教育長 はい、全員賛成ですので、本件につきましても会議の最後に取り扱わせていただきます。

それでは、日程第1議案事項に入ります。

江戸城本丸御殿西丸御殿の建築図面、千代田区指定文化財の指定につきまして、文化財担当課長よりご説明をお願いいたします。

文化財担当課長 はい、文化祭担当課長でございます。議案7号といたしまして、前回ご協議いただいたとおり、千代田区の指定文化財として、指定有形文化財歴史資料として江戸城本丸御殿西丸御殿建築図面38点を指定の方をお願い申し上げます。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。それでは議案ですので採決を採ります。これは1件1件ということよろしいですか。

文化財担当課長 はい、1件1件でお願い申し上げます。

堀米教育長 はい、それでは江戸城本丸御殿西丸御殿建築図面、これは賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

堀米教育長 はい、ありがとうございます。全員賛成により可決されました。

文化財担当課長 ありがとうございます。

堀米教育長 続きまして、龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション、千代田区指定文化財の指定につきまして、文化財担当課長よりご説明をお願いします。

文化財担当課長 はい。では、続きまして議案第8号といたしまして、千代田区指定有形文化財（絵画）として、龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション616点の指定をお願い申し上げます。

堀米教育長 はい、これも前回ご説明をいただきました。これについて質問何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。議案ですので、こちらも採決を採ります。賛成の教育委員さんは挙手をお願いします。

(全員挙手)

堀米教育長 はい、ありがとうございます。全員賛成により可決されました。

文化財担当課長 ありがとうございます。

堀米教育長 それでは日程第2協議事項に入ります。千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長説明をお願いいたします。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。組織整備に伴いまして、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、次回議案として上程する予定でございます。本日はその事前協議でございます。

まず1枚目、改正する規則の新旧対照表でございます。1枚おめくりいただきまして、A3横のもの、これが令和4年度各部局組織新旧対照表案の子ども部のものとなっております。左側が現行の組織図、中央が令和4年度の改正案、右側のところに備考として改正理由が書かれております。

来年度の組織については、今年度から大きく変わるものではございません。

改正点は5つです。中央の改正案のところをご覧ください。赤字の箇所が変更となっております。

まず1つ目、子ども総務課、赤字で廃止となっております。これは令和3年度、統括指導主事のポストを置いておりましたが空席となっており、指導主事が指導課と連携してその業務を担っておりましたので、令和4年度もその体制としようというところで廃止とするものです。

2つ目、子ども支援課でございます。子ども支援課に、新たに運営支援担当係長を設置し、保育園の増加による業務増、業務の煩雑化に伴い、その対応並びに補助金や保育料の適切な管理を行うため、また、来年度は保育のICT化の取り組みも増えますので、運営支援担当係長を設置するものでございます。

3つ目が保育指導担当係長です。保育経験を有する保育士等による巡回指導を強化し、保育の質を向上させるため、保育指導担当係長を設置いたします。今までも本業務は実施しているところですが、係長ポストを作るところでございます。

4つ目、次に廃止となっているところでございます。今まで指導課と兼務という形で、子ども支援課にも指導主事のポストを置いていたところですが、兼務という形ではなく指導課の指導主事が担うため廃止するものでございます。

5つ目、子育て推進課の廃止と書いてあるところです。こちら指導検査担当係長というポストを廃止するもので、保育所に対する指導検査自体は子育て推進係に事務移管し、その職務を遂行するというものでございます。

この組織改正に伴いまして、処務規則の一部を改正する必要がありますので、上程することとなります。

施行の期日は令和4年4月1日を予定してございます。説明の方は以上です。

堀米教育長 はい、説明は以上でございます。この件につきまして、何かご質問等ありましたらお願いします。

俣野委員どうぞ。

俣野委員 今回のこの改正は、子ども庁ができることに絡めてみたいなことになっているんでしょうか。

子ども総務課長 子ども総務課長です。今回国で子ども庁ができますが、千代田区の場合、教育委員会事務局に児童福祉部門を包含して職務を執り行っているため、特段そちらに対応するというイメージではないです。

俣野委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

堀米教育長 ほかにご質問ございますでしょうか。

金丸委員 はい、金丸委員どうぞ。

子ども総務課長 指導検査担当係長の指導検査がなくなってしまって、子ども支援課にその業務を委託するということですね。

子ども総務課長 子ども総務課長です。指導検査担当係長の仕事は子育て推進課にあります。子育て推進係でその事務を行うことになりまして、係長ポストは、子育て推進係の方で担うので特段支援課の方に業務が行くということではないです。

金丸委員 係長を設けなくても問題が起きないような業務だったのでしょうか。

子育て推進課長 教育長、子育て推進課長です。よろしいでしょうか。

堀米教育長 はい、どうぞ。

子育て推進課長 はい、子育て推進課長です。この指導検査担当係長自体の業務は、私立保育所で適切な保育が基準通りに行われているか、あるいはちゃんと保育士の労働環境が不払いの残業が行われていないか、という法令にかかる検査をする係長です。その係長のもとで、子育て推進係の職員が協力して検査をここ2年間行ってまいりました。

この2年間の間に、私立保育所の数が非常に増えましたので、その増えた中でもどのように検査を実施していくかなどの課題解決を行うために、この係長を2年間、令和2年度3年度と配置して進めてまいりましたが、一定程度方向性が見えたので、これまでと同様に、今度指導検査担当係長は廃止して、推進係長のもとその解決に向かった課題を推進していくという形を考えております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。一定程度の成果があったから、終了したというような考え方でよろしいですかね。他にご質問ございますでしょうか。もし他にありましたら子ども総務課長の方までお願いいたします。次回が議決でございます。よろしくお願いいたします。

では、続きまして指導課の規則改定の件ですが、2件をまとめた方が説明しやすいと思いますので、(1)幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、(2)幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長まとめて説明をお願いいたします。

指導課長 はい、指導課長です。それでは私から、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の施行規則及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正について、一括してご説明させていただきます。

それでは資料をご覧ください。

1 趣旨になります。職員の妊娠、出産と仕事の両立を支援する観点から、出生サポート休暇の新設及び妊娠出産休暇の全期間の有給化を行うものです。また、あわせて所要の規定整備も行います。

2 改正内容でございます。改正する内容は3点ございます。1点目が出生サポート休暇の新設、2点目が妊娠出産休暇の全期間有給化、3点目がその他規定整備になります。

(1) 出生サポート休暇の新設です。現行ではこの制度はありませんが、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、「出生サポート休暇」を新たに規定するものです。

休暇日数は、1会計年度当たり5日間、体外受精等の不妊治療を受ける場合は10日間で、給与の減額は免除、すなわち有給となります。

次に(2) 妊娠出産休暇の有給化です。現行では常勤職員については16週までが有給で、16週を超えた期間については無給の妊娠出産休暇となります。このことを職員の給与減額免除の限度日数を定めている休暇から、妊娠出産休暇を削除いたします。

このことにより、16週間を超えた期間の妊娠出産休暇について、無給から有給の扱いとなります。

次に(3) その他の規定整備についてです。これは、これまで混在して使用していた女性職員や男性職員、男子職員というような文言を、女子職員、男子職員という文言に揃えて整備するものとなります。

3 改正する規則につきましては、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」と「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則」になります。

4 新旧対照表につきましては、資料つけさせていただきます。別紙のとおりとなります。

裏面にいきまして、5 施行期日につきましては、令和4年4月1日からとなります。

私からの説明は以上です。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。2件まとめて説明がございました。質問等ありましたらお願いいたします。

はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員 新旧対照表の1/3ページの第17条の2の3項のただし書が読んでいて分かりにくいなと思っているのですが、これはどのように読めばいいのでしょうか。

堀米教育長 ①の方の1/3の方ですね。指導課長お願いいたします。

金丸委員 17条の2の3項のただし書、5行目からですね。

指導課長 はい、これは1日単位ではなく、時間単位で取ることができるというような意味となります。

金丸委員 これだけど、最初に勤務日の正規の勤務時間すべてについて請求があった場合は、というのはすべてについての請求じゃなくて、すべてのどこであっ

てもという意味なのですか。勤務時間の中のどこかの1時間というものについて、というそういう意味なのですか。

指導課長 はい。1日単位ではなく、勤務時間内における時間ごとに請求ができるというようなどらえでよろしいかと思います。

金丸委員 それはただ、本文の方に書いてありますよね。本文に1時間を単位として承認すると書いてあるので、ただし書は、本文の内容と異なるからただし書が入るのだと思うので、本文とどう違うのだろうかというのが読んでいてもう一つよくわからなかったのです。

子ども総務課長 子ども総務課長です。私の認識も誤っていたら申し訳ないんですけど、この前項ただし書の規定にかかわらず、以降の勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員というのは、勤務時間が7時間45分じゃないので、おそらくそれで1時間単位として承認するとあえて書いてあるのではないのかなと思われま。

金丸委員 たぶん今、大谷課長がおっしゃったように本文は読めるのだと思うんですけど、その本文を前提にしてのただし書きなので、それにもかかわらずっていう意味だと思うのです、ただし書きって。

どこが違うのかというのはもう一つわからないので。

教育担当部長 17条の2の第2項で原則的には、1日を単位として、5日以内の承認というのが原則になっていると。この2項の中で原則は1日単位だけれども、1時間を単位として承認することが出来る場合というのをただし書で定めていて、それは職務に支障がないと任命権者が定めるという場合ですよと。これで2項ができています。

これを前提とした上で3項がきて、前項ただし書の規定にかかわらず、職務に支障がなければ1日を原則なんだけれども1時間単位で承認することが出来る。しかし、この育児短時間勤務職員とか、あるいは再任用短時間職員で勤務日ごとに正規の勤務時間数が毎日同じじゃない人がいると。例えば火水木は短い出勤でさせてください。でも火曜日と金曜日はフルで働きますという育児短時間勤務の職員の割り当てがあった場合においてと。この3項の前項ただし書きの規定にかかわらずの部分、例えばそういう話だと。そういう場合には、1時間を単位として承認をするんですよと。出来るではなくて。2項のただし書は出来るなので、原則1日でもいいんですけど、1時間を単位としてもいいですよという。だけど3項の前項ただし書きの前段部分のところは、これはもう1時間を単位として承認をしないよという定めだと。

で、わかりにくいのが、金丸委員がおっしゃられたその先の3項のただし書き以降のところだと思います。1時間を単位としないよとっているんだけれども、この月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の勤務時間が正規の勤務時間が一定じゃない例えば職員が通して出生サポート休暇を申請した場合には、その勤務日の時間数を単位として承認することも可能ですよという、逆をやって、また逆に戻すみたいな規定なんだろうかなと思います。

金丸委員 ありがとうございます。明確に分かったわけじゃないけど、非常に複雑に書けているということがよく分かりました。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。他にご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 ありがとうございます。それでは、日程第3報告事項に入ります。いじめ、不登校、白鳥教室の利用状況につきまして、指導課長説明をお願いいたします。

指導課長 はい、指導課長です。続きまして、私から令和4年2月のいじめ、不登校、白鳥教室の状況について報告をいたします。

2月末未解消のいじめ案件につきましては、先月からの継続10件、新規に報告された事案が1件、計11件となります。新規いじめの概要といたしましては、冷やかしかからかい、悪口となります。各学校には引き続き児童・生徒や保護者の思いに寄り添いながら、専門家や関係機関等との連携をとおり丁寧な対応をお願いしているところでございます。

続きまして、不登校についてです。4月からの不登校が主な理由である欠席、出席停止日数の合計が30日を超えたのは、小学校が41名、中学校・中等教育学校が64名、合計105名となっております。これは前月よりも7名増加しております。引き続き本人や家庭の思いを尊重しながら支援していくよう各学校に依頼をしております。

最後に、白鳥教室の利用状況です。1月の登録者数は先月の報告から1名増え、小学校7名、中学校・中等教育学校が23名の計30名となりました。2月の利用者数は24名となっております。今後もきめ細やかなサポートができるよう連携しおこなってまいります。

なお、今年度中学校卒業生5名につきましては、通信制高校、チャレンジ高校に全員の進路が決定しておりますので、併せて報告をさせていただきます。

学年末を迎えまして、進級・進学に不安を抱える児童・生徒も増えているために、各学校に対しましては引き継ぎ等を確実にを行い、子どもたちが安心感を持って新学期を迎えることができるよう、指導・助言してまいります。本件につきましては以上です。失礼いたしました。

堀米教育長 ありがとうございます。これ2月の集計ですので、また3月の集計が終わった時点でお話をいただけるというふうに思います。この件については何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

◎日程第4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(4月5日号)

(3) 令和4年度教育広報かけはし掲載案

堀米教育長	はい、ありがとうございます。それでは日程第4その他事項に入ります。教育委員会行事予定表、広報千代田4月5日号、令和4年度教育広報かけはしの掲載案につきまして、子ども総務課長説明をお願いいたします。
子ども総務課長	はい、子ども総務課長です。行事予定の前に、新型コロナウイルス感染拡大に伴ってまん延防止措置期間が終了いたしましたので、子ども部施設等の取扱いについてご説明をいたします。 まん延防止期間に当たっては、隣のくだんしたこどもひろばのミニバスエリアを閉鎖していたのと、メレーズ軽井沢の宿泊等については中止とさせていただいております。そちらも全て再開という形になりましたので、ご承知おきください。 それでは教育委員会行事予定表の方をご説明いたします。今回は3月22日から4月30日まで記載をしているところでございます。 3月31日は14時から教育委員会の臨時会が予定してございます。こちらについては予定どおり実施する予定です。その前に13時半から退職者への感謝状贈呈式がありますので、教育委員の皆様方にはご出席をお願いいたします。 4月12日、こちらも教育委員会定例会がございまして、こちら公務の都合によりまして、13時30分からの実施にしたいと考えてございます。もし、この時間帯が難しいようでしたら、ご発言いただければと思います。 その他につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどご確認いただきたいと思います。 続きまして、広報千代田4月5日号の広報原稿一覧でございます。子ども部からは7件です。その他17件は地域振興部からとなっております。 まず、子ども総務課からは、仮称でございますが、千代田ユネスコ協会の講演会等がございまして、こちら4月26日を予定してございます。続いて、子育て推進課からは子育て世帯への臨時特別給付金の申請期限（新生児分）についてでございます。その次が、子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）の申請期限についてでございます。 児童・家庭支援センターからは、「親と子の絆プログラム」について、子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会、ベビーシッター利用料を補助します、というものです。指導課からは23区の区立幼稚園教員採用選考についてが載る予定でございます。広報発行時にご確認いただきたいと思います。 続きまして、令和4年度の教育広報かけはしの掲載案をご用意ください。令和4年度も年間3回、6月12月3月の発行を予定しております。黒い太枠で囲われた部分が令和4年度の掲載案でございます。

まず6月発行予定127号については、1面は例年と同様、入園式・入学式特集、2面が令和4年度の主な新規事業等のご紹介、また3面では学校司書が選ぶおすすめ本というところで、今年度から連載をしております、連載シリーズになってございます。その他、子ども読書週間の結果等、新任教育職員や新任校園長のご紹介となっております。

続いて、12月発行の128号でございます。こちらは運動会特集であるとか、コオディネーショントレーニング、学力調査・体力調査の結果、千代田区のICT教育について、また子育てマップの紹介、教科書採択の結果等を載せる予定でございます。

続いて3月発行の129号でございます。こちらは保育園のシステム導入の紹介、保育園のICT化に取り組む予定でございますので、そちらなどを載せたいと思っております。その他、研究協力校園の発表であるとか、連合作品展を載せる予定としてございます。

今のところ、広報かけはしの掲載案は以上となっております。説明は以上です。

堀米教育長 3点ございましたが、教育委員会の行事予定表の方ではいかがでしょうか。3月31日が2時から臨時会ですが、その前の13時30分から退職者の表彰ですか。3名ですよね。あるということです。

それから4月12日の定例会については時間変更させていただきまして、13時30分からということです。3点よろしいでしょうか。何かご質問あったら。

俣野委員どうぞ。

俣野委員 大変恐縮ですけれども、12日が1時半ってことですよ。ちょっと私遅れるかもしれませんけども、なるべくそれに間に合うようにまいります。

堀米教育長 はい、よろしくお願ひします。

金丸委員 1時半に繰り上がるということは、終わりの時間の後に何かご予定があるんでしょうから、何時まで押さえればよいですか。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。3時半の終了を目指しているところでございます。

堀米教育長 よろしいでしょうか。他に大丈夫ですか。

(なし)

堀米教育長 はい。じゃあ、これでよろしくお願ひします。

それでは、秘密会に入る前に教育委員さんから情報提供等ございましたらお願ひをいたします。いかがでしょうか。はい、お願ひします。

金丸委員 先日行われたジョイポリス、本来であれば教育目的からもっと広いところに連れて行くという方が良いでしょうけども、そういうことができなかつたことを考えるとですね。あのベストチョイスだったように、私から見ると思われました。

堀米教育長 ありがとうございます。他の委員の皆さまからもよろしければ一言ずつどうでしょう。中川委員

中川委員 子どもたちが喜ぶものが、私たちの時代とずいぶん違ってきているなどというふうに思いました。

堀米教育長 ありがとうございます、長崎委員。

長崎委員 はい。子どもたちもすごく楽しんでたのもわかったし、先生とちょっとお話ししたら、やっぱり事前の計画立てから久しぶりにクラス全体が盛り上がる感じがあったっていうのを聞いたので、教育的にはどうかっていう話も出たんですけど、最後にクラスで一緒になって楽しめる行事ができてよかったのかなと思っています。

堀米教育長 はい、俣野委員さんお願いします。

俣野委員 はい、良かったです。特にそこに至るまでの係の方のいろんな準備が大変だったなあというふうに思います。あとは、移動教室の方もすごく感染対策というか、消毒をすごく神経質におやりになっていただいたりですね。あるいは事前の打ち合わせでお金を使わないような形を講じていただいていたんですね。そのへんも非常によかったなというふうに思います。本当に係の方、大変お疲れ様でございました。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。それでは5分ほど休憩を挟みまして、

俣野委員 ちょっとすみません。

堀米教育長 じゃあ俣野委員どうぞ。

俣野委員 情報提供というか、ちょっとご質問なのですけれども、来週は卒業式とかなるわけですけれども、今日新聞を見ていましたら、通常どおりになっている学校が大分あるようなのですが、当区の場合は卒業式はどのような形になるのでしょうか。

堀米教育長 はい。これは指導課長でよろしいでしょうか。

指導課長 はい、指導課長です。本区におきましては小中学校において卒業式が今週末に行われます。詳細につきましては、各学校で細かいところを工夫していただくことにはなりますけれども、基本的に証書授与等はおひとりおひとりやります。また、来賓等の参加はなし、保護者は2名までというような形になっております。時間は1時間以内を目安に実施していただくというようなことでお願いをしているところです。

堀米教育長 はい。ということは、今までの状況でこの3月25日の方はほとんどが変わらないと、卒業式の仕方については変わらないということよろしいでしょうか。

俣野委員 在校生はどんな形になるのでしょうか。

堀米教育長 はい、では在校生の件は聞いている範囲でお願いします。

指導課長 はい、指導課長です。在校生につきましては、学校規模等と体育館の会場の広さ等にもよりますので、一律で指定しているところではございません。人数が多いところでしたら6年生のみというところもございますし、5年生も参加するというようなところも聞いております。

堀米教育長 学校規模、それから会場の規模によって、これもいままで学校ごとに多少違っておりましたけど、そんな状況です。

侯野委員 ありがとうございます。

堀米教育長 はい、それではよろしいでしょうか。

はい、中川委員どうぞ。

中川委員 実は今日、富士見小学校の予行演習に出させていただいたんですけども、やっぱり形がずいぶん変わってきてはいるんですけど、先生方がすごく工夫なさってて、なるべく声を出さないけど、6年生は6年生で、これからの話とかを一言で言えるような、いろんな工夫なさってて、先生方素晴らしいなあというふうに思いました。

それがひとつと、それから新聞に出てたんですけど、先生方の異動ですけども、東京都の場合は31日までわからないんですよ、学校の先生の異動って。もっと早くに知っていればお別れ会ができるのになあと、今はもちろんお別れ会って前みたいにはできないんですけど、もうちょっと早く知らせることができないのかっていう記事がありまして、他の県や何かではやってるところもあるんですよ。

ただ東京都の場合は、直前にならないとしっかり決まらないからできないんだっていうような話が載ってましたけれども、出来ればもう少し早く教えてあげた方が本当はいいんじゃないかなっていう感じはしているんですけども。

堀米教育長 はい、今までもそんな話は聞いたことがありますけど、この辺についてはどうでしょう。指導課長お願いします。

指導課長 はい、中川委員おっしゃることは非常によくわかります。私も昨年度末地域の方にも何のご挨拶もできずに4月1日こちらに来させていただいたということで、本当に失礼をしてしまったというところは自分自身も体験しておりますので、よくおっしゃることわかります。

ただ、これはやはり東京都一律の基準といいますか定めで、東京都全体的には4月1日を待たないと公表できないというようなことになっておりますので、まあ大変残念なことではあるのかもしれませんが、そこについて千代田区がどうこうっていうことはできないかと思えます。

堀米教育長 はい、わかりました。はい、あくまでも同じということで、辞令は4月1日付けということになってしまいますので、ということですかね。

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

はい、金丸委員、どうぞ。

金丸委員 今のこともまさにそのとおりなんですけどね、内示とはいえ、その内示から本当の発表までの間にコロコロ変わるような状況であれば発表できないということがあっても、その発表できない理由が我々にはよくわからないなど。要するに、東京都の方針だということがわかりますけど、その方針がなんでかっていうのがなんかよくわからないなっていうのはひとつです。まあ、でもそれは単に私の意見にすぎません。

もうひとつはですね。実は前から九段中等ではそうしてるんですけども、議員を一人ずつ名前呼んで、来賓紹介をしてないんですよ、確か九段

中等では。ところが、他の学校は全部だと思えるんですけども、一人ひとり名前を呼んで紹介をすると。でもあれが無駄な時間をすごく使ってるような気がしてならないので、今回こういう形でそういうことができない状況を経た後の体制としてなるべくそういうことがないような、場合によっては議員の一言みたいなのを印刷して、中に閉じ込めるとかというようなことも考えてみたらいかがかなというふうに思いました。

堀米教育長 ありがとうございます。このコロナ禍の対応で、まあ今後もいいところは取り入れていくというようなご意見がありました。この辺も含んで学校との調整をしていけたらと思います。指導課長いかがでしょうか。

指導課長 はい、ありがとうございます。まさにアフターコロナの行事等につきましては、各学校ともしっかりと確認をしながら、またピンチをチャンスにはないですけども、より良いあり方について模索していきたいと思えます。

堀米教育長 他にございますでしょうか。

俣野委員どうぞ。

俣野委員 議員さんもそういう形になると、その地域の方もやっぱりすごい時間がかかりますよね。これのところどのようなバランスを取っていくのかっていう、議員さんだけそういう形で、例えばまとめてやるっていう形になると、この地域の方は非常にやっぱり人数多いですよ、どこでも。その辺のところ、今はまあ個別にご紹介してますけども、要するに時間はあまり長くしないっていう観点からして、その辺のところを省略っていうと語弊がありますけれども、何かそういう良い方法はないもんかなというふうに思いますが。

堀米教育長 そうですね。来賓の方の紹介の仕方っていうのは。

金丸委員 例えば地域の方々もこうやってお祝いにみえられましたっていう形で紹介すれば、僕は良いような気がするんですが。

堀米教育長 はい、長崎委員どうぞ。

長崎委員 記憶が定かではないんですが、中等の場合は多分出欠をちゃんと取っていて、来賓の方にも。参加っていう方は確か式次に名前が一覧で載るんですね。だから紹介の代わりにそちらに書いてありますみたいなご案内をするんですけど、普通の通常の小学校とか中学校と違って、卒業式しますっていう案内は出すけど、そこに対して出欠は求めないんですよ。だから来るか来ないかわからないから、そういった式次を用意するわけにもいかないっていうので、今後そのコロナのあとで、どれぐらいの人数が集まるかとかいうのを把握するために出欠を求める、参加不参加を事前に教えてもらうっていうのも。それで参加していただいた方、書面で何か名前なり役職とかを書いて紙にして参加者に渡すとか、そういう方法でやって、いちいちアナウンスして一言立って挨拶してみたいのを省ける、そういうことをすれば省けるのかなって思います。

堀米教育長 九段中等の場合はそういうやり方でやっているのですね。

長 崎 委 員 | たしかそうだった気がします。

堀 米 教 育 長 | 私も指導課長もまだ千代田区の卒業式は1回も出たことないので、ありがとうございます。

俣 野 委 員 | 事前にそれができればいいです。受付の人大変なんですよ。だから本当に今、長崎委員の方法が検討できればいいなと思いますね。

指 導 課 長 | ありがとうございます。

堀 米 教 育 長 | 区内統一ということも、時間の短縮というか、ひとつの方法でもあるかなというふうに思いますので、充分参考にさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀 米 教 育 長 | それでは5分ほど休憩を挟みまして、その後秘密会を行います。傍聴の方はご退席してください。では、休憩いたします。